議案第87号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和3年12月1日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の減額措置を規定した地方税法の一部改正を含む全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)が本年6月11日に公布されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月 31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税 義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児 につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合 にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額 から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た 額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,510円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,360円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,700円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,410円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,350円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,760円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、 第23条及び第23条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び附則第6項 から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税につ いては、なお従前の例による。

議案第87号資料

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

行

(国民健康保険の被保険者に係る 所得割額)

第3条(略)

(国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額)

第5条(略)

(国民健康保険の被保険者に係る

世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等 割額は、次の各号に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額 とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国 民健康保険法第6条第8号の規定に より被保険者の資格を喪失した者で あって、当該資格を喪失した日の前 日以後継続して同一の世帯に属する ものをいう。以下同じ。)と同一の世 帯に属する被保険者が属する世帯で あって同日の属する月(以下この号 において「特定月」という。)以後5 年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない 場合に限る。)をいう。次号、第7条 の3及び第23条 において同 じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世 帯所属者と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者 がいない場合に限る。)をいう。第3 号、第7条の3及び第23条 に おいて同じ。) 以外の世帯 19,900円 (2)~(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦</u> 課期日の属する年の前年の所得に係 <u>る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分 の2.8を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に 納税義務が発生した者には、その発生 改 正 案

(<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎</u> 課税額の所得割額)

第3条(略)

(<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎</u> 課税額の被保険者均等割額)

第5条(略)

(<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎</u> 課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等 割額は、次の各号に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額 とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国 民健康保険法第6条第8号の規定に より被保険者の資格を喪失した者で あって、当該資格を喪失した日の前 日以後継続して同一の世帯に属する ものをいう。以下同じ。)と同一の世 帯に属する被保険者が属する世帯で あって同日の属する月(以下この号 において「特定月」という。)以後5 年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない 場合に限る。)をいう。次号、第7条 の3及び第23条第1項において同 じ。)及び特定継続世帯(特定同一世 帯所属者と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者 がいない場合に限る。)をいう。第3 号、第7条の3及び第23条第1項に おいて同じ。) 以外の世帯 19,900円 (2)~(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、

__基礎控除後の総所得金額等に100分 の2.8を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に 納税義務が発生した者には、その発生 した日の属する月から、月割をもって 算定した第2条第1項の額(第23条の 規定による減額が行われた場合には、 同条 の国民健康保険税の額とす る。以下この条において同じ。)を課す る。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国 民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第 2項本文の基礎課税額からア及びイに 掲げる額を減額して得た額(当該減額 して得た額が63万円を超える場合に は、63万円)、同条第3項本文の後期に は、63万円)、同条第3項本文の後期に が13万円を超える場合に で得た額が19万円を超える場合には、 19万円)並びに同条第4項本文の介護 納付金課税額からオ及びカに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た 額が17万円を超える場合には、 17万円)の合算額とする。

に規定する

(1) 法第703条の5

総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円(納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得を有する者(前年中に法第 703条の5 に規定する総所得 金額に係る所得税法(昭和40年法律 第33号) 第28条第1項に規定する給 与所得について同条第3項に規定す る給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収 入金額が55万円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有 する者(前年中に法第703条の5 に規定する総所得金額に係る所得 税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項 に規定する公的年金等控除額の控除 を受けた者(年齢65歳未満の者に あっては当該公的年金等の収入金額 が60万円を超える者に限り、年齢65 歳以上の者にあっては当該公的年金 等の収入金額が110万円を超える者

に限る。)をいい、給与所得を有する

した日の属する月から、月割をもって 算定した第2条第1項の額(第23条の 規定による減額が行われた場合には、 その減額後の国民健康保険税の額とす る。以下この条において同じ。)を課す る。

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国 民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条年 2項本文の基礎課税額からア及び減額 掲げる額を減額して得た額(当該減合 は、63万円)、同条第3項本文の後期に は、63万円)、同条第3項本文の後期に は、63万円)、同条第3項本文の が13万円を超える場合に で得た額が19万円を超える場合にの介る 割が19万円を超える場合にの介る 納付金課税額からす及び減額して 19万円。並びに同条第4項本文 が17万円を超える場合には、17万円) の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円(納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得を有する者(前年中に法第 703条の5第1項に規定する総所得 金額に係る所得税法(昭和40年法律 第33号) 第28条第1項に規定する給 与所得について同条第3項に規定す る給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収 入金額が55万円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有 する者(前年中に法第703条の5第1 項に規定する総所得金額に係る所得 税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項 に規定する公的年金等控除額の控除 を受けた者(年齢65歳未満の者に あっては当該公的年金等の収入金額 が60万円を超える者に限り、年齢65 歳以上の者にあっては当該公的年金 等の収入金額が110万円を超える者 に限る。)をいい、給与所得を有する

者を除く。)の数の合計数(以下この 条において「給与所得者等の数」と いう。)が2以上の場合にあっては、 43万円に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)を超えない世 帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,380円

イ <u>国民健康保険の被保険者に係る</u> 世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア)~(ウ)(略)

ウ~カ (略)

- (2) 法第703条の5 に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被害 の世帯に属する国民健康保険のうると 険者及び特定同一世帯所属者の場合に 給与所得者等の数が2以上の場合に おっては、43万円に当該給与所得を あっては、43万円に当該給与所円と を額を加算した金額を加算した金額を 乗じて得た金額を加算した金額とに 被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,700円
 - イ <u>国民健康保険の被保険者に係る</u> 世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア)~(ウ)(略)

ウ~カ (略)

(3) 法第703条の5 に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円(納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合に 者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定す る世帯主を除く。) 1人について 16,380円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア)~(ウ)(略)

ウ~カ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険のうとででは、43万円に当該給与所得者等の数が2以上の場合に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円に金額を加算した金額を加算した金額を加算した金額をででででででは、43万円にかりまででである。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定す る世帯主を除く。)1人について 11,700円
 - イ <u>国民健康保険の被保険者に係る</u> <u>基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額

(ア)~(ウ) (略)

ウ~カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円(納税義務者並びにそ の世帯に属する国民健康保険の被保 険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合に あっては、43万円に当該給与所得者 等の数から1を減じた数に10万円を 乗じて得た金額を加算した金額)に 被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき52万円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前2 号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,680円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る</u> 世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略) ウ~カ(略)

あっては、43万円に当該給与所得者 等の数から1を減じた数に10万円を 乗じて得た金額を加算した金額)に 被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき52万円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前2 号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定す る世帯主を除く。)1人について 4,680円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア)~(ウ)(略)

ウ~カ (略)

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - - <u>イ</u> 前項第2号アに規定する金額を <u>減額した世帯</u> <u>5,850円</u>
 - <u>ウ</u> 前項第3号アに規定する金額を 減額した世帯 9,360円
 - <u>エ</u> アからウまでに掲げる世帯以外 <u>の世帯</u> 11,700円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につい

(特例対象被保険者等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務 者である世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定す る特例対象被保険者等をいう。第24条 の2において同じ。)である場合におけ る第3条及び前条 の規定の適用 については、第3条第1項中「規定す る総所得金額」とあるのは「規定する 総所得金額(第23条の2に規定する特 例対象被保険者等の総所得金額に給与 所得が含まれている場合においては、 当該給与所得については、所得税法第 28条第2項の規定によって計算した金 額の100分の30に相当する金額による ものとする。次項において同じ。)」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条 の2第2項」と、前条 第1号中 「総所得金額及び」とあるのは「総所 得金額(次条に規定する特例対象被保 険者等の総所得金額に給与所得が含ま れている場合においては、当該給与所 得については、所得税法第28条第2項 の規定によって計算した金額の100分 の30に相当する金額によるものとす る。次号及び第3号において同じ。)及 び」とする。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健 康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以

て次に定める額

- <u>ア</u> 前項第1号ウに規定する金額を 減額した世帯 1,410円
- <u>イ</u> 前項第2号ウに規定する金額を 減額した世帯 2,350円
- <u>ウ</u> 前項第3号ウに規定する金額を 減額した世帯 3,760円
- <u>エ</u> アからウまでに掲げる世帯以外 の世帯 4,700円

(特例対象被保険者等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務 者である世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定す る特例対象被保険者等をいう。第24条 の2において同じ。)である場合におけ る第3条及び前条第1項の規定の適用 については、第3条第1項中「規定す る総所得金額」とあるのは「規定する 総所得金額(第23条の2に規定する特 例対象被保険者等の総所得金額に給与 所得が含まれている場合においては、 当該給与所得については、所得税法第 28条第2項の規定によって計算した金 額の100分の30に相当する金額による ものとする。次項において同じ。)」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条 の2第2項」と、前条第1項第1号中 「総所得金額及び」とあるのは「総所 得金額(次条に規定する特例対象被保 険者等の総所得金額に給与所得が含ま れている場合においては、当該給与所 得については、所得税法第28条第2項 の規定によって計算した金額の100分 の30に相当する金額によるものとす る。次号及び第3号において同じ。)及 び」とする。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健 康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以

上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び」とあるのは「<u>法第703条の5</u>

一に規定する総所得金額(所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に 係る所得については、同条第2項第1 号の規定によって計算した金額から15 万円を控除した金額によるものとす る。)及び」と、「110万円」とあるのは 「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第33条の2第5項の 配当所得等を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に 係る配当所得等の金額」と、「同条第2 項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額」 と、第23条 中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の2第5項に規定す る上場株式等に係る配当所得等の金 額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34

上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第33条の2第5項の 配当所得等を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条第1項 の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に 係る配当所得等の金額」と、「同条第2 項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額」 と、第23条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の2第5項に規定す る上場株式等に係る配当所得等の金 額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34

条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項又は第 36条の規定に該当する場合には、これ らの規定の適用により同法第31条第1 項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額。以下こ の項において「控除後の長期譲渡所得 の金額」という。)の合計額から法第314 条の2第2項」と、「及び山林所得金額 の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに控除後の長期譲渡所得の 金額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 第23条 中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2第5項の 一般株式等に係る譲渡所得等を有する 場合における第3条、第6条、第8条 及び第23条 の規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第35条の2第5項に規定 する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額」と、第23条

__中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第

条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項又は第 36条の規定に該当する場合には、これ らの規定の適用により同法第31条第1 項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額。以下こ の項において「控除後の長期譲渡所得 の金額」という。)の合計額から法第314 条の2第2項」と、「及び山林所得金額 の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに控除後の長期譲渡所得の 金額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 第23条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2第5項の 一般株式等に係る譲渡所得等を有する 場合における第3条、第6条、第8条 及び第23条第1項の規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第35条の2第5項に規定 する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額」と、第23条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2の2第5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有 する場合における第3条、第6条、第

8条及び第23条 の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、「同条第2項」とある のは、「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法 附則第35条の2の2第5項に規定する 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 と、第23条 中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2の2第5項に規 定する上場株式等に係る譲渡所得等の 金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の4第4項の 事業所得、譲渡所得又は雑所得を有す る場合における第3条、第6条、第8 条及び第23条 の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額」と、第23条 中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の 4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

8条及び第23条第1項の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、「同条第2項」とある のは、「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法 附則第35条の2の2第5項に規定する 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 と、第23条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2の2第5項に規 定する上場株式等に係る譲渡所得等の 金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の4第4項の 事業所得、譲渡所得又は雑所得を有す る場合における第3条、第6条、第8 条及び第23条第1項の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の 4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「とび山林所得金額」とあるのは「とび山林所得金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が外国居住者等の所得に対す る相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律(昭和37年法律第144号) 第8条第2項に規定する特例適用利子 等、同法第12条第5項に規定する特例 適用利子等又は同法第16条第2項に規 定する特例適用利子等に係る利子所 得、配当所得、譲渡所得、一時所得及 び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1 項中「山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「山林所得金額並 びに外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に関す る法律(昭和37年法律第144号)第8条 第2項(同法第12条第5項及び第16条 第2項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下 この条及び第23条 において「特 例適用利子等の額」という。)の合計額 から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用利子等の額 の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は特例適用利子等の 額」と、第23条 中「山林所得金 額」とあるのは「山林所得金額並びに 特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険 税の課税の特例) 附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「とび山林所得金額」とあるのは「とび山林所得金額」とかる。

(特例適用利子等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が外国居住者等の所得に対す る相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律(昭和37年法律第144号) 第8条第2項に規定する特例適用利子 等、同法第12条第5項に規定する特例 適用利子等又は同法第16条第2項に規 定する特例適用利子等に係る利子所 得、配当所得、譲渡所得、一時所得及 び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条第1項 の規定の適用については、第3条第1 項中「山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「山林所得金額並 びに外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に関す る法律(昭和37年法律第144号)第8条 第2項(同法第12条第5項及び第16条 第2項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下 この条及び第23条第1項において「特 例適用利子等の額」という。)の合計額 から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用利子等の額 の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は特例適用利子等の 額」と、第23条第1項中「山林所得金 額」とあるのは「山林所得金額並びに 特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

- 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が外国居住者等の所得に対す る相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律第8条第4項に規定する 特例適用配当等、同法第12条第6項に 規定する特例適用配当等又は同法第16 条第3項に規定する特例適用配当等に 係る利子所得、配当所得及び雑所得を 有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条 の規定の適用 については、第3条第1項中「山林所 得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「山林所得金額並びに外国居住 者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律第8条 第4項(同法第12条第6項及び第16条 第3項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用配当等の額(以下 この条及び第23条 において「特 例適用配当等の額」という。)の合計額 から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用配当等の額 の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は特例適用配当等の 額」と、第23条 中「山林所得金 額」とあるのは「山林所得金額並びに 特例適用配当等の額」とする。
 - (条約適用利子等に係る国民健康保険 税の課税の特例)
- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約 適用利子等に係る利子所得、配当所得、 譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す る場合における第3条、第6条、第8 条及び第23条 の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律
- 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が外国居住者等の所得に対す る相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律第8条第4項に規定する 特例適用配当等、同法第12条第6項に 規定する特例適用配当等又は同法第16 条第3項に規定する特例適用配当等に 係る利子所得、配当所得及び雑所得を 有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条第1項の規定の適用 については、第3条第1項中「山林所 得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「山林所得金額並びに外国居住 者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律第8条 第4項(同法第12条第6項及び第16条 第3項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用配当等の額(以下 この条及び第23条第1項において「特 例適用配当等の額」という。)の合計額 から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用配当等の額 の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は特例適用配当等の 額」と、第23条第1項中「山林所得金 額」とあるのは「山林所得金額並びに 特例適用配当等の額」とする。
- (条約適用利子等に係る国民健康保険 税の課税の特例)
- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約 適用利子等に係る利子所得、配当所得、 譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す る場合における第3条、第6条、第8 条及び第23条第1項の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律

(昭和44年法律第46号。以下「租税条 約等実施特例法」という。)第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等 の額の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額 の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は租税条約等実施特例 法第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等実施特例法第3 条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等に係る利子所得、配当所得及び 雑所得を有する場合における第3条、 第6条、第8条及び第23条 の規 定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「及び山林所得金 額並びに租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第12項に規定する条約 適用配当等の額の合計額から法第314 条の2第2項」と、「及び山林所得金額 の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は租税条 約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額」と、 第23条 中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の

(昭和44年法律第46号。以下「租税条 約等実施特例法」という。)第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等 の額の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額 の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は租税条約等実施特例 法第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額」と、第23条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等実施特例法第3 条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等に係る利子所得、配当所得及び 雑所得を有する場合における第3条、 第6条、第8条及び第23条第1項の規 定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「及び山林所得金 額並びに租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第12項に規定する条約 適用配当等の額の合計額から法第314 条の2第2項」と、「及び山林所得金額 の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は租税条 約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額」と、 第23条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の

額」とする。	額」とする。